

技術評価報告書

申込者： 合同製鐵株式会社 代表取締役社長 内田 裕之
大阪市北区堂島浜二丁目2番8号 東洋紡ビル8階

技術名称： GTS フープ 685 設計施工指針(2021年)

当法人「建築構造技術審議委員会」において慎重審議の結果、2021年8月2日付けの技術評価書(SABTEC 評価 17-06R2)の通り、一般社団法人建築構造技術支援機構「建築構造技術検証要綱」で定めた技術基準と照らし合わせ、本技術は妥当なものであると判断されたことを報告する。

2021年8月2日

一般社団法人
建築構造技術支援機構

代表理事 益尾 潔

建築構造技術審議委員会

委員長	窪田 敏行	近畿大学	名誉教授
副委員長	田才 晃	横浜国立大学	名誉教授
委員	岸本 一蔵	近畿大学建築学部建築学科	教授
〃	田中 剛	神戸大学大学院工学研究科	教授
〃	勅使川原正臣	中部大学工学部建築学科	教授
〃	都祭 幸	福山大学工学部建築学科	教授
〃	三谷 勲	神戸大学	名誉教授

スーパーフープ 685、スーパーフープ 785

OT685 フープ、GTS フープ 685

合同専門部会

主査	岸本一蔵	近畿大学建築学部建築学科	教授
委員	田才 晃	横浜国立大学	名誉教授



技術評価書

申込者： 合同製鐵株式会社 代表取締役社長 内田 裕之
大阪市北区堂島浜二丁目2番8号 東洋紡ビル8階

技術名称： GTS フープ 685 設計施工指針(2021年)

技術概要： GTS フープ 685 は、合同製鐵(株)が製造する大臣認定(認定番号MSRB-0092：平成27年3月2日)取得の高強度異形せん断補強筋用GSD685を用いた鉄筋コンクリート造柱、梁の685N/mm²級高強度せん断補強筋であり、溶接閉鎖型、フック形式およびキャップタイ形式として用いることができる。

GTS フープ 685 設計施工指針では、日本建築学会「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」に準拠した許容応力度設計、ならびに荒川 mean 式または修正塑性式による終局強度設計を行うことを基本としている。

GTS フープ 685 設計施工指針は、SABTEC 評価 17-06(2017年7月21日)を取得した後、基礎梁横補強筋フック付き重ね継手を適用範囲に追加した SABTEC 評価 17-06R1(2018年3月2日)を取得し、今回、SABTEC 高強度せん断補強筋設計施工指針(2021年)と同様、7章「中段筋基礎梁の設計」、8章「構造規定」とした GTS フープ 685 設計施工指針(2021年)について SABTEC 評価 17-06R2 を取得している。

本委員会は、一般社団法人建築構造技術支援機構「建築構造技術検証要綱」で定めた技術基準と照らし合わせ、下記の通り、本技術は妥当なものであると判断した。

2021年8月2日

一般社団法人
建築構造技術支援機構
建築構造技術審議委員会
委員長 窪田 敏行

記

評価方法： 申込者提出の下記資料によって、技術評価を行った。
GTS フープ 685 設計施工指針および関連資料
これらの資料には、本技術の目標性能達成の妥当性を確認した技術資料がまとめられている。

評価内容： GTS フープ 685 を用いた鉄筋コンクリート造柱、梁は、長期荷重時に使用上支障を来さずひび割れおよび短期荷重時に修復性を損なうひび割れを起こさず、GTS フープ 685 設計施工指針に定められたせん断終局耐力を有すると判断される。

技術評価内容

申込者

合同製鐵株式会社
代表取締役社長 内田 裕之
大阪市北区堂島浜二丁目2番8号 東洋紡ビル8階

技術名称

GTS フープ 685 設計施工指針(2021年)

適用範囲

- (1) 適用部位 鉄筋コンクリート造柱、梁
- (2) 材 料

せん断補強筋 呼 称 : GTS フープ 685
種 類 : GSD685

(大臣認定番号 MSRB-0092、平成 27 年 3 月 2 日)

呼び名 : GD10, GD13, GD16

コンクリート 種 類 : 普通コンクリート

設計基準強度 : 21 N/mm² 以上、60 N/mm² 以下

技術評価での確認事項

今回の改定で盛り込まれた設計施工指針 7 章「中段筋基礎梁の設計」の本文と解説文章、
ならびに追記された 5 章と 8 章の解説文章

技術評価の経過

2021年6月7日開催の第49回建築構造技術審議委員会(以下、本委員会と略記)において、
申込者提出の技術資料について検討し、詳細検討は、専門部会を設けて行うこととした。
専門部会では、本委員会での指摘事項を踏まえて修正された技術資料について、慎重に審
議を行い、結果を2021年8月2日開催の第50回建築構造技術審議委員会に報告した。

建築構造技術審議委員会では、申込者提出の技術資料について慎重に審議を行い、本技
術は妥当なものであると判断した。

以上